株式会社アステム

## 消費税の改正に伴う委託手数料等に係る消費税の取扱いについて

## 拝啓

毎度、格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、ご高承のとおり、消費税法等の一部が改正され、2019 年 10 月 1 日より消費税率が現行の 8%から 10%に引き上げられることとなりました。

これに伴い、消費税等の移行期における商品先物取引の委託手数料等に係る消費税の取り扱いにつきましては、以下のとおり取り扱うこととさせて頂きます。

- (1) 2019 年 9 月 30 日の日中立会 (15:15 まで) に成立した取引に対しての委託手数料 等に係る消費税は、改正前の 8%を適用いたします。
- (2) 2019 年 9 月 30 日の夜間立会 (16:30 以降) に成立した取引に対しての委託手数料 等に係る消費税は、改正後の 10%を適用いたします。

2019 年 10 月 1 日となる営業日(計算区域)を区切りといたしまして、消費税率を変更させていただくことになります。なお、ご不明な点がございましたら、担当者もしくは管理部までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

敬具

大阪市中央区大手前1丁目7番31号 株式会社アステム お客様相談窓口 フリーダイヤル 0120-977-925